

令和2年9月中川村議会定例会議事日程（第3号）

令和2年9月25日（金） 午後2時00分 開議

令和2年9月中川村議会定例会議事日程（第3号追加1）

令和2年9月25日（金） 午後2時00分 開議

- 日程第 1 議案第 5号 令和元年度中川村一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 2 議案第 6号 令和元年度中川村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 3 議案第 7号 令和元年度中川村介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 4 議案第 8号 令和元年度中川村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 5 議案第 9号 令和元年度中川村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 6 議案第10号 令和元年度中川村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 7 議案第11号 令和元年度中川村水道事業決算認定について
- 日程第 8 議案第15号 中川村教育長の任命について
- 日程第 9 議案第16号 中川村教育委員会委員の任命について
- 日程第10 議案第17号 令和2年度中川村一般会計補正予算（第8号）
- 日程第11 中川村選挙管理委員及び補充員の選挙について
- 日程第12 請願第 5号 上伊那地域の高校再編に関する請願
- 日程第13 請願第 6号 種苗法「改定案」の廃案を求める請願
- 日程第14 陳情第 7号 上伊那の高校再編対象校名の速やかな公表を求める陳情書
- 日程第15 陳情第 8号 種苗法「改正」の中止を求める陳情
- 日程第16 発議第 1号 中川村議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第17 発議第 2号 上伊那地域の高校再編に関する意見書の提出について
- 日程第18 発議第 3号 上伊那の高校再編対象校名の速やかな公表を求める意見書の提出について
- 日程第19 委員会の閉会中の継続調査について

- 追加日程第1 発議第4号 種苗法「改定案」の廃案を求める意見書の提出について

出席議員（10名）

1 番 片 桐 邦 俊
2 番 飯 島 寛
3 番 松 澤 文 昭
4 番 大 原 孝 芳
5 番 松 村 利 宏
6 番 中 塚 礼 次 郎
7 番 桂 川 雅 信
8 番 柳 生 仁
9 番 鈴 木 絹 子
10 番 山 崎 啓 造

説明のために参加した者

村長	宮 下 健 彦	副村長	富 永 和 夫
教育長	下 平 達 朗	総務課長	中 平 仁 司
会計管理者	半 崎 節 子	住民税務課長	(副村長兼務)
保健福祉課長	菅 沼 元 臣	振興課長	松 村 恵 介
建設水道課長	小 林 好 彦	教育次長	松 澤 広 志
代表監査委員	岡 田 俊 彦	監査委員	鈴 木 絹 子

職務のために参加した者

議会事務局長 井 原 伸 子
書 記 座光寺 てるこ

令和2年9月中川村議会定例会

会議のてんまつ

令和2年9月25日 午後2時00分 開議

○事務局長

御起立願います。(一同起立) 礼。(一同礼) 御着席ください。(一同着席)

○議 長

御参集御苦労さまでございます。

ただいまの出席議員数は全員です。定足数に達していますので、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。

日程第1 議案第5号 令和元年度中川村一般会計歳入歳出決算認定について

日程第2 議案第6号 令和元年度中川村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第3 議案第7号 令和元年度中川村介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第4 議案第8号 令和元年度中川村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程第5 議案第9号 令和元年度中川村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第6 議案第10号 令和元年度中川村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第7 議案第11号 令和元年度中川村水道事業決算認定について
を議会会議規則第37条の規定により一括議題とします。

本件は、去る9日の本会議において決算特別委員会に付託してあります。

決算特別委員長から審査結果の報告を求めます。

○決算特別委員長

(柳生 仁) 令和元年度決算特別委員会報告。

9月9日、本会議におきまして決算特別委員会に付託されました議案第5号令和元年度中川村一般会計歳入歳出決算認定について、9月11日15日16日17日の4日間にわたり役場第1第2委員会室におきまして委員10名出席の下、関係課長、係長に説明を求め、慎重に審査を行いました。

審査の結果は、委員全員の賛成により認定すべきものと決しました。

審査の過程で出された質疑等につきまして報告します。

総務課財政係。

「ふるさと応援寄附金246万円でもって返礼品65万円、送料19万2,000円、ポータルサイトの費用にかかった経費で、残りを基金に積み立てるとのことか。」「あくまで寄附金から支出はしない。寄附は寄附として246万円を事業に充当する。経費については単独事業として支出する。」。

意見として「寄附なので資産価値はゼロとしているかもしれないが、実際には価値がある。資産台帳の中に大まかな資産価格を記載してはどうか。それらを含めて資産

台帳整理は大事と思う。検討を。」。

討論はありません。

庶務係。

「産業医を組織の中に抱えている企業があるが、そうでない場合は産業医に委託することになると思うが、職場内でのストレス問題の対応は専門の産業医のほうがよいと思うが、どうか。」「産業医と正式に雇用契約すると高額になってしまうので、定額でお願いをしてスポット的に対応していただく方向になってしまうが、適任の方が見つからないことと、職員側から当局に関与してほしくないという声があり、最初はそういったことをしなかった。実態として、メンタルに問題を抱えた職員がいるので、総務課長くらいは関与できる仕組みという検討はしたが、あくまでも本人の同意が必要ということで、制度上難しい。今のところそれが課題となっている。」。

討論はありません。

むらづくり係。

「行政の電子化推進で、紙ベースの決裁は早くやめて電子化決裁を早く導入したほうがよいのでは。早く庁内の電子化を進めたほうが業務も早く進むし、紙の使用料も減る。そういった計画はないか。」であります、「庁内の事務改善委員会で電子化についても話し合っており、基本的に脱紙というのは共通の認識となっている。仕事の仕方も、テレワークの件もそうだが、基本的には紙でなくやる方向だが、役所の場合、手続がうるさいところがあり、できるところから始めて、最終的には村長の印がなければというものの以外については電子化していく方向だと考えている。」。

討論はありません。

交通防災係。

「防災マップ作成は村内全部を引き続きやるか。」であります、「令和2年度は5地区で行う。来年度以降についても総代に危険箇所等の話をしながら手を挙げていただくようにしたい。」。

討論はありません。

意見として「防災マップ作りは3田島でやっているが、住民の関心も高く、危険リスクも減ると考える。訓練をやりながら関心を高めてもらうことが重要だと思うので、しっかりやってほしい。」。

次に、振興課農政係。

「農業再生協議会の補助金は180万円だが、事業全体としては410万円となっている。事業内容は作付調整や数量調整が主なものだが、それ以外はあるか。」「国の指導で補助金の受け口といった形で協議会が立ち上がった。主に米の生産調整と、それに伴う各補助金の支払い、国の経営所得安定対策補助金等を交付している。国、村からの交付金などを合わせて事業を実施している。」。

「都市と農村の交流事業のファームサポート事業で中川村への観光や移住に結びついているか。」「中川村との接点を持つことのきっかけとして移住、新規就農につながると考えている。」。

意見として「中川村へ来る際に望岳荘の利用なども勧めしてほしい。」。

討論として「野生鳥獣について、熊についても考えていただきたい。」であります。耕地林務係。

「土地改良維持管理適正化事業の地元拠出金44万4,000円について、地元から苦情などの問題はないか。」であります、「地元拠出金については、5年間に分割して行う事業なので、一括徴収でないため特に問題はなく、支払いの遅延もない。」。

意見として「地元は年間約80万円の予算があるが、将来的にも破綻してしまうのではないか。今後どうするか検討が必要。」であります。

討論はありません。

商工観光係。

「伊南DMOについて、法人設立について新型コロナの影響で大きく変わった部分もあると思うが、流れ、考え方はどうなっているか。」「新型コロナの影響で令和元年度は会議が開催されず、令和2年度になってから開催された。これまでの計画どおり進めることは困難で、立ち止まって考え直してやったらどうかということになり、少し先延ばしになっている。できるものについては準備としてやっていく。」。

討論はありません。

建設水道課建設係。

「地方創生関係の事業について、効果のある事業と思うが、周知はどのようになっているか、漏れはないか。」であります、「建築確認申請の際に該当する方にはお知らせしており、漏れはない。周知は、ホームページほか、業者にもお願いして周知している。中古住宅取得についても漏れのないようお知らせしている。」。

討論はありません。

国土調査係。

「業務委託者は入札によるか。また、業者は毎年変わるのか。委託の金額はどうか。」であります、「入札を行っている。入札業者は請負人選定委員会で毎年選定しているので入札業者の顔ぶれは変わっているが、委託している業者は変わっていない。金額については決まっている。」。

討論はありませんでした。

水道係。

「合併浄化槽の要設置基数と公共下水道未水洗化人口数値との差は何か。」「312基の中には一般家庭以外の事業所分なども含まれているため、要設置数は多くなっている。」。

討論はありません。

保健福祉課地域福祉係。

「上伊那圏域障がい者総合支援相談センター委託料と上伊那成年後見センター委託料の内容は。」であります、「上伊那圏域障がい者総合支援相談センターは通所「きらりあ」というところで、上伊那圏域の中心となっている相談センターで、複雑で広域的な調整が必要な案件を担当しており、各市町村で委託料を出して運営している。」。

上伊那成年後見センターは、成年後見が必要な方に対して村長からの依頼と成年後見が必要な方から相談があった場合に対応している。中川村は、昨年 40 件の相談があった。成年後見を受けて契約の制限や金銭の管理なども含めてお願いしている。」。

討論はありません。

高齢者福祉係。

「福祉タクシー券交付事業について、夏場の暑い時期、バス停まで歩いていくのは危険だが、タクシーを乗り合いなどでうまく使えるよう拡大することはできないか。」であります、「それぞれの季節で移動手段に困っている方は多いと思う。バス停まで遠い方の話はよく聞いているので、今後、配布枚数増についての検討に加え、全体で高齢者の移動手段を考えていきたい。」であります。

討論はありません。

保健医療係。

「母子手帳のデジタル化をしたと思うが、どのようになっているか。アプリの利用状況は。」であります、「母子手帳を交付した方に交付と併せてアプリの御案内をしている。保健センターが現在 W i - F i を利用できる環境になっていないので、御案内したその場でアプリを入れられる状況にない。利用率については分からない。」であります。

討論はありません。

保育所。

「片桐保育所の栄養士、調理員がゼロ人となっているが。」であります、「正規職員が介護休暇中のため。」であります。

討論はありません。

会計室。

「コンビニ収納は、手数料 836 円支払ってでも利便性が向上したからよかったということか。口座振替手数料のほうが安く、そちらを勧めたほうがよいのではないか。」
「口座振替の推進はしているが、慢性的に滞納する人がいる。また、昼間、銀行へ行けないために口座に入金することができない人もいるので、コンビニ収納の利便性を優先させた。」。

討論はありません。

議会事務局。

質疑、討論はありません。

教育委員会、学校教育係、給食センター。

「学校給食会計決算報告の中のその他の内容は。」であります、「給食センターの大きな改修工事で給食が止まった期間がある。給食費は 5 月から翌年 2 月までの 10 か月をまとめて引き落とさせていただいているため、その期間分の返還金となる。」であります。

もう一つ、「中川町への中学生派遣は 3 年生 22 名だが、3 年生は 39 名いるが、問題はなかったか。」であります、「中川町派遣は 2 年に 1 回実施し、平成 30 年度に 2 年

生と 3 年生の応募があり、2 年生には来年度チャンスをつくるということで 3 年生だけで抽選した。令和元年度は昨年の 2 年生で応募があった人が行けるので、17 名行けなかったということではない。今年はコロナの影響で行けなくなっている。」。

意見として「オンラインでの交流を考えていくべきではないか。」。

社会教育。

「図書館長は兼務でもよいかもしれないが、図書館長の在り方について検討してもらいたい。」「検討する。」であります。

もう一つ、「アンフォルメル美術館の資産管理はどうなっているか。」「台帳で管理している。」であります。

意見として「美術館のみでなく、庁舎内などにある美術品について詳細な資産台帳を整えて、庶務係、財政係が一元管理すべきではないか。」であります。

討論として「村の図書館に対する考え方のレベルが低いのではないか。特に図書館司書の方の処遇がもっときちんとしていけば、募集に対して応募があると思う。今の処遇では、フルタイム働くには厳しい。」であります。

住民税務課住民係。

「農業関係者以外の外国人転入者で地区に加入していない方は住民との接点がない。災害時などの対応など、村ではどのように考えているか。」「最近の傾向として、外国人転入者は日本語ができる方が多く、窓口での説明も日本語で十分通じるので、転入手続の際に地区への加入やごみの出し方の説明をしている。特にごみの出し方は地区への加入の有無で変わってくるので、その部分についても説明はしている。災害については、ハザードマップで説明をしている。万が一の対応については、村としての課題として検討していく。」。

意見として「地区内での連携が取れればお互いに安心だと思うので、地区の役員などを含めての緊急体制づくりは最低限必要と思う。そういったことも検討課題に加えてほしい。」。

討論はありません。

税務係。

質疑、討論はありませんでした。

生活環境係。

「一般家庭用井戸水の水質検査実施件数が 27 件となっているが、実際に家庭用井戸水を使っているのは 50 戸以上ある。村の環境基本計画でも公共用水域の水質監視を今後も継続すると書いてあり、河川水のほかに地下水も含まれると考えると、地下水の監視を公共用水域の監視として位置づけ、一般家庭用井戸水の検査をすることが地下水の水質状況を監視することになる。一般家庭用井戸水で使っている水は村の地下水なので、公共用水域の監視として位置づけて村で実施してほしい。」「来年度に向けて検討していく。」。

討論はありません。

次に、予算特別委員会の報告をいたします。

国民健康保険事業特別会計。

9月9日、本会議において決算特別委員会に付託されました議案第6号 令和元年度中川村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、9月15日、役場第1第2委員会室において委員10名の出席の下、担当課長、係長の出席を求め、慎重に審査を行いました。

審査の結果は、全員の賛成により認定すべきものと決しました。

審査の過程で出された質疑、討論につきまして報告します。

「国保税の税率等で資産割をなくす方向だが、なくしたとすると減額となるが、どうするか。」であります、「所得割に配分して税額を減らさないようにする。中川村では、まだ考えていない。」。

意見として「4方式のうち問題なのは資産割でなく均等割ではないか。減収分をどうするかは、全国知事会や市町村会が国の1兆円増額を求めており、方向としては均等割をなくす方向と考える。」。

討論はありません。

次に、介護保険事業特別会計。

9月9日、本会議におきまして決算特別委員会に付託されました議案第7号 令和元年度中川村介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、9月15日、役場第1第2委員会室において委員10名の出席の下、担当課長、係長の出席を求め、慎重に審査を行いました。

審査の結果は、委員全員の賛成により認定すべきものと決しました。

出された意見は、「収納状況の過年度滞納の未収件数が13人で192件となっているのは、1人の方が累積していると見てよいか。」「そういうこと。」「これは時効にならないか。」「介護保険料の時効は2年となっている。納税契約を取ったり、少しでも収められていれば時効延ばし対応していて、明らかに徴収できない場合は不納欠損としている。」。

討論はありません。

後期高齢者医療特別会計。

9月9日、本会議におきまして決算特別委員会に付託されました議案第8号 令和元年度中川村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、9月15日、役場第1第2委員会室において委員10名の出席の下、担当課長、係長の出席を求め、慎重に審査を行いました。

審査の結果は、委員全員の賛成により認定すべきものと決しました。

審査の過程で出された質疑、討論はありませんでした。

公共下水道事業特別会計。

9月9日、本会議におきまして決算特別委員会に付託されました議案第9号 令和元年度中川村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、9月11日、役場第1第2委員会室において委員10名出席の下、担当課長、係長の出席を求め、慎重に審査を行いました。

審査の結果は、委員全員の賛成により認定すべきものと決しました。

審査の過程で出された質疑等につきまして報告します。

「公共4ページの表中、水洗便所設置済み人口は下水道接続済み人口、整備普及率は処理人口構成比であって、人口普及率を示すならばDスラッシュCで水洗化率が人口普及率ではないか。」「確認して修正する。」。

討論はありません。

農業集落排水事業特別会計。

9月9日、議会本会議におきまして決算特別委員会に付託されました議案第10号 令和元年度中川村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、9月11日、役場第1第2委員会室において委員10名の出席の下、担当課長、係長の出席を求め、慎重に審査を行いました。

審査の結果は、全員の賛成により認定すべきものと決しました。

審査の過程で出された質疑等について報告します。

「農集3ページの公共ます設置工事は工事請負の取付管設置であるが、取付管工事を受益者分担金で行うという表現はやめたほうがいい。」であります、「財源欄の受益者分担金38万5,000円を削除する。」。

討論はありませんでした。

水道事業会計。

9月9日、本会議におきまして決算特別委員会に付託されました議案第11号 令和元年度中川村水道事業決算認定について、9月11日、役場第1第2委員会室において委員10名全員出席の下、担当課長、係長の出席を求め、慎重に審査を行いました。

審査の結果は、全員の賛成により認定すべきものと決しました。

審査の過程で出された質疑等について報告します。

「漏水調査は機材を活用して実施したか。」であります、「毎日、夜中の配水量の増減を見ながら、職員が漏水調査を歩いて音を聞きながら配水バルブを絞って区域を特定しながら行った。新しい機材は、飯島、大鹿、中川で購入した。現在は大鹿で使用している。」であります。

評価として「地道な漏水調査で、一年間で1ポイント上昇させたことは評価できる。課内でも高い評価をしてほしい。今後に期待する。」であります。

討論はありませんでした。

以上、報告を終わります。

審議のほどよろしく申し上げます。

委員長報告を終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

○議 長

○議 長

○議 長 まず、原案に反対者の発言を許します。——ありませんか。
○6 番 「なし」と呼ぶ者あり
原案に賛成者の発言を許します。
(中塚礼次郎) 私は、令和元年度中川村一般会計歳入歳出決算認定について賛成の立場で討論をいたします。
令和元年度の決算の詳細内容については、決算特別委員会において慎重に審査がされました。厳しい財政情勢の中、健全な財政運営を目指し配慮しつつ、村民要望に応えるべくそれぞれの分野での事業などへの取組を確実に進めていることを評価するものであります。
また、年度末を控えた2月から3月、今までに経験のない新型コロナウイルス感染症への対応として村民生活や児童生徒の安全と学びを最優先としたいち早い対応策を講じたことは、村民の命と暮らしを守るという村政のあるべき姿として大いに評価をいたします。
日本でも新型コロナウイルス感染は終息の兆しがうかがえる状況になりつつありますが、ヨーロッパでの感染の再拡大など、依然として大変厳しい状況にあります。近年各地で起きている大規模な自然災害に加え、先の見えない新型コロナウイルス感染症への脅威、村民のこれらに対する不安、生活に対する不安は大きなものがあります。コロナ禍での村内経済と村民生活の活性化をいかに図っていくか、次年度予算への取組に向け、村民要望に応えるべく力強い取組を引き続き期待いたしまして、賛成討論いたします。
以上です。
○議 長 ほかに討論はありませんか。
○5 番 (松村 利宏) 賛成の立場で討論させていただきます。
令和元年度は第5次総合計画最終年度であるが、昨年9月から第6次総合計画の作成が開始になり、昨年12月には第5次総合計画の分析、評価が終了している。令和元年度の分析・評価結果は、第6次総合計画前期計画に反映しなければならない。令和元年度決算は、保健福祉分野、教育文化分野、防災・減災・安全分野、環境分野、産業経済分野、都市整備分野、行政経営分野で第6次総合計画前期計画を先取りした対応を行っており評価できる。
さらに、行政は各課、各係ごとに1つでも経費の効率化、住民の福祉の向上を図ろうと努力している姿が見えた。
しかしながら、令和元年度はデジタル化のためのハード面の一部執行ができたに過ぎない。行政の電子化推進事業は、国・県レベルで今後一気に進む。進まないとい日本の将来は危ないと思われます。
村は、第6総合計画作成時の時代の潮流で高度情報化の進展と新たな産業変化の中で、今後は新たな産業革命に対応するための人材育成や公的サービスでの新技術の活用等を総合的に進めていく必要があると延べている。行政は、中川村第6次総合計画前期計画、中川村総合戦略をデジタル化推進に伴う対応ができるよう柔軟に見直し、

先行的に対応することをお願いして、賛成討論とします。
以上です。
○議 長 ほかに討論はありませんか。
○議 長 「なし」と呼ぶ者あり
これで討論を終わります。
これから採決を行います。
なお、これから行う各決算の採決は起立によって行います。
まず、議案第5号の採決を行います。
この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。
この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。
〔賛成者起立〕
○議 長 全員起立です。御着席ください。(一同着席)したがって、議案第5号は認定することに決定しました。
次に、議案第6号の採決を行います。
この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。
この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。
〔賛成者起立〕
○議 長 全員起立です。御着席ください。(一同着席)したがって、議案第6号は認定することに決定しました。
次に、議案第7号の採決を行います。
この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。
この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。
〔賛成者起立〕
○議 長 全員起立です。御着席ください。(一同着席)したがって、議案第7号は認定することに決定しました。
次に、議案第8号の採決を行います。
この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。
この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。
〔賛成者起立〕
○議 長 全員起立です。御着席ください。(一同着席)したがって、議案第8号は認定することに決定しました。
次に、議案第9号の採決を行います。
この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。
この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。
〔賛成者起立〕
○議 長 全員起立です。御着席ください。(一同着席)したがって、議案第9号は認定することに決定しました。
次に、議案第10号の採決を行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。
この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。
〔賛成者起立〕

○議長 全員起立です。御着席ください。(一同着席)したがって、議案第10号は認定することに決定しました。
次に、議案第11号の採決を行います。
この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。
この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。
〔賛成者起立〕

○議長 全員起立です。御着席ください。(一同着席)したがって、議案第11号は認定することに決定しました。
次に、
日程第8 議案第15号 中川村教育長の任命について
を議題とします。
地方自治法第117条の規定により片桐邦俊議員の退場を求めます。
〔1番 片桐邦俊君 退場〕

○議長 朗読願います。
○事務局長 朗読
○議長 提案理由の説明を求めます。
○村長 ただいま朗読をいただきました議案第15号につきまして提案理由を申し上げます。
平成25年10月1日から平成29年9月末日までの4年間につきましては村の教育行政の事務方の責任者として、また、平成29年10月1日から今日まで、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正によりまして教育委員長と教育長を一本化した村初代の新教育長としてお務めをいただきました下平教育長の任期が9月末日をもちまして満了となります。この間のお働きにつきましては、総合教育会議の運営、子ども育成推進会議における幼小中の職員間の連携の強化をはじめ、キャリア教育の推進、社会教育、学校教育を問わず村の教育行政の進展のために御尽力いただき、任期満了に伴い御勇退されることになりました。2期7年間の教育長としてのお務めに改めて感謝を申し上げる次第であります。
新型コロナウイルスの猛威は、児童生徒の学び、従来からの学校生活を大きく変えようとしております。新しい教育の流れであるオンライン授業の推進を図りつつ、一人一人の子どもに向き合う教育も進めていかなければなりません。
また、社会教育、社会体育を含めた生涯学習の在り方も研究し、工夫しながら村民の学習意欲に応えていかなければなりません。
第6次中川村総合計画の教育・文化分野の目標である「悠久の歴史の中に人と文化が息づき郷土愛を育む“なかがわ”」の人づくり、文化の継承、発展のために新しく教育長として次の方を任命いたしたく、提案を申し上げます。
改めて御紹介をいたします。

氏名は、片桐俊男。
生年月日、住所は、記書きのとおりでございます。
氏は、早稲田大学社会科学部を卒業と同時に長野市の中学校を初任地として県内の中学校、養護学校、長野県教育委員会での勤務を経て、この令和2年3月、伊那養護学校長を最後に退職されました。最終年度には、県の特別支援教育学校長会長も務められてきた方であります。
退職後は、村の指導主事として教育相談をはじめ支援の必要な子どもたちと家庭への支援に日々誠実に取り組んでいただいております。
温厚なお人柄で、教育現場や教育行政にも精通をされております。教育長として最適の方と考えております。
議員各位には御同意を賜りますようお願いし、提案理由の説明といたします。

○議長 説明を終わりました。
これから質疑を行います。
質疑はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 質疑なしと認めます。
次に討論を行います。
討論ありませんか。

○8番 (柳生 仁) ただいま村長から報告がありました片桐俊男さんについて賛成の立場で討論いたします。
詳しくは村長からお話があったとおりでありますけれども、指導主事として春から活躍いただきまして、小学校の農業体験などにも来ていただきまして、そのときにお会いしたけど、大変人柄がよくて、子どもたちから慕われておるということで、素晴らしい方だなあと、そのように評価しております。
また、私ごとでありますけれども、武田信玄狼煙会^{のろし}つてありまして、その会員にも入っていただきまして一緒に行動したわけでもありますけれども、陣馬形山頂でもって子どもたちに接するにも非常に柔らかくて子どもたちから信頼性が高いという、こんな評価ができると思っています。
今後、中川村の教育を指導していくためには最適じゃないかと思っておりますので、お会いした感触から大変素晴らしい方と思っておりますので、賛成とします。
以上です。

○議長 ほかに討論はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 これで討論を終わります。
これから採決を行います。
なお、この採決は起立によって行います。
本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。
〔賛成者起立〕

○議長 全員起立です。御着席ください。(一同着席)したがって、議案第15号は同意することに決定しました。

片桐邦俊議員、入場してください。

[1番 片桐邦俊君 入場・着席]

○議長 日程第9 議案第16号 中川村教育委員会委員の任命についてを議題とします。

朗読願います。

○事務局長 朗読

○議長 提案理由の説明を求めます。

○村長 ただいま朗読をいただきました議案第16号につきまして提案慰留を申し上げます。教育委員の宮下信子さんは、平成28年10月18日から1期4年間、村の教育行政進展のために御尽力をいただいております。この4年間のお務めに心から感謝を申し上げますとともに、引き続き教育委員として任命いたしたく提案を申し上げます。

氏名は、宮下信子。

生年月日、住所は、記書きのとおりでございます。

宮下信子さんは、県内の短期大学を卒業後、松川町の保育園に就職され保育に携わってこられました。家庭では3人の子どもさんを育てられ、平成26年度には中川西小学校PTA副会長を務めてこられました。

保育指導、幼児教育に造詣が深く、幼児期からの一貫した子育ての重要性が叫ばれている今日、経験を生かして教育委員会に貴重な御意見や御示唆をいただいております。自らの子育ての御経験とともに、保護者としての立場からも御活躍いただけるものと考えておまして、教育委員として適任と考え任命いたしたく、御同意賜りますようお願い申し上げます、提案説明といたします。

○議長 説明を終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長 質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

なお、この採決は起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長 全員起立です。御着席ください。(一同着席)したがって、議案第16号は同意することに決定しました。

日程第10 議案第17号 令和2年度中川村一般会計補正予算(第8号)を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○副村長 それでは、議案第17号 令和2年度中川村一般会計補正予算(第8号)について御説明をいたします。

今回の補正予算は、さきの議会全員協議会において御説明をいたしました新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業に係る予算が主なものであります。

初めに、第1条 歳入歳出予算の補正は、既定の予算額にそれぞれ1億9,530万円を追加し、総額を47億850万円とするものであります。

1ページからの第1表 歳入歳出予算補正は、款、項別の補正額及び補正後の予算額であります。

それでは、事項別明細書の歳入から御説明をいたします。

6ページを御覧ください。

6款 法人事業税交付金32万5,000円は、交付額決定により増額するものであります。

7ページ、16款 国庫支出金。

総務費国庫補助金は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金第2次交付分で、1億9,357万2,000円を見込んで計上いたしました。

義務教育費国庫補助金、学校保健特別対策費補助金150万円は小中学校における新型コロナウイルス感染防止対策に係る補助金で、ICT環境整備事業に充てるものであります。

8ページ、22款、 諸収入、預金利子は、予算調整のための更正減であります。

続いて歳出についてと説明いたします。

なお、中に財源組替えの予算がございますが、既に予算計上済みの事業について、今回の臨時交付金事業実施計画の中で充当額を調整したものでありますので、説明を省かせていただきます。

9ページからお願いします。

2款 総務費。

総務管理費、文書広報費の役務費60万円は、新型コロナ関連の通知発送等により郵送料が増加したため追加をするもの。

電子化推進事業264万4,000円は、公共施設の無線LANネットワーク環境を拡充するものであります。

企画費、企画総務費280万円は、国の特別定額給付金の基準日以降、4月28日から令和3年4月1日までに生まれた子どもに対して子育て応援特別給付金として10万円を給付するものであります。

プロモーション事業、委託料の中川村魅力発信事業100万円は、ふるさと応援寄附金の返礼品として送る村の特産品の魅力をウェブ上で伝えるため、村内在住のカメラマンやライターに編集を委託するものであります。

10ページのラジオ番組連動地域創生推進プロジェクト業務350万円は、新型コロナ

ウイルス感染拡大をきっかけに都市部から地方への関心が高まる中、全国ネットの民放ラジオ番組の企画でタレントが地方を訪れてその地域の魅力を伝える番組の作成を委託するもので、1か月単位で週1回10分程度放送の予定とのことであります。

地方創生拠点施設管理事業250万8,000円は、ワーケーション等を支援するため臨時交付金1次分として補正予算で計上いたしましたレンタル用スポーツeバイクの充電器とソーラー発電設備をお試しシェアオフィスに整備するものであります。

徴税費、税務総務費1万8,000円は、登記事務手数料の追加であります。

11ページ、3款 民生費、児童福祉費、保育所費の工事請負費19万8,000円は、片桐保育園の漏水調査の結果、当初確認された場所以外にも漏水箇所が発見をされたため、増額し修繕を行うものであります。

12ページ、4款 衛生費。

保健衛生費、予防事業の役務費と補助金は、高校生以下の子どものインフルエンザ予防接種の費用の一部を補助するもので、1回につき上限2,500円の定額補助を行うものであります。

備品購入費55万円は、公共施設に非接触型体温検知器5台を購入するものであります。

13ページ、6款 農林水産業費。

農業費、農業振興費の補助金75万円は、安定的な農業経営の維持を支援するため農業収入保険の保険料の一部を補助するものであります。

農業観光交流事業の委託料48万円は、ふるさと応援名産品送付事業として、村出身の県外在住の学生等、また本年、新型コロナの影響により合宿で来村できなかった学校等に中川村の特産品を送付するものであります。

備品購入費の1,100万円は、新たに整備をいたします農業観光交流センターの机、椅子や什器類、電化製品等の室内の備品、移動販売用の軽自動車、屋外に設置をするイベント販売用のテント等の購入費であります。

交付金の60万円は、今年、修学旅行等の受入れができなかった農家民宿事業者のうち県の協力金の給付を受けていない農家に対して事業継続を支援するため1軒につき10万円を交付するものであります。

林業費、林業振興事業、委託料1,200万円は、需要が減少している県産材の活用を図るため老朽化している東西小学校のスチール製のげた箱を木製のものに更新をするものであります。

森林体験施設管理事業、委託料20万円は、自治体の指定管理施設が県の新型コロナ感染防止協力金の対象とならないため、一時休業により収入が減少した四徳森林体験館の指定管理料を追加するものであります。

工事請負費80万円は、営業再開後の施設環境整備のため給水設備の改善を図るものであります。

14ページ、7款 商工費であります。商工振興事業の需用費56万円は、ふるさと応援名産品送付事業の1つとしてオリジナルのフェイスタオルを作成し、学生や

ファームサポートの皆さんに送付をするものであります。

役務費の20万5,000円と負担金の3,180万円は、来年の3月に発行を予定しております第2弾プレミアムつき商品券事業に係る予算であります。

新型コロナ感染拡大防止協力企業等特別支援事業20万円は、県の協力金に係る村の負担金の追加であります。

補助金のうち村制度資金保証料と利子補給金、合わせて948万8,000円は、特別運転資金の貸付需要増に伴う追加。

商業振興事業250万円は、新型コロナ対策のため店舗や設備を整備する事業者に対する補助金の追加。

製造業事業継続奨励金800万円は、新型コロナの影響により売上げが減少している村内の製造業事業者に対して雇用の維持を支援するため従業者の人数に応じて奨励金を交付するものであります。

積立金1,460万円は、今年度貸付けを行った特別運転資金の令和3年度以降の利子補給金を新たに基金として積み立てるものであります。

繰出金の800万円は、特別運転資金の需要が増加をしているため、商工業振興資金貸付基金を増額するものであります。

観光事業の負担金120万円は、望岳荘入浴施設のまきボイラー導入を村民にPRし利用促進を図るため村観光協会が実施をする望岳荘入浴キャンペーンの負担金であります。

ふるさと名物開発30万円は、新たな商品開発等を支援するための補助金の追加であります。

15ページの観光施設管理事業は、桑原キャンプ場が今シーズン中は休業し、来年度再開に向けて既設のバンガローをリニューアルするための工事費が1,150万円。

陣馬形の森キャンプ場の施設整備費として138万3,000円を追加するものであります。

ふれあい観光施設管理事業1,090万円は、新型コロナの影響により売上げが大きく減少し損失を被った望岳荘の指定管理料として新たに計上するものであります。

16ページの10款 教育費であります。教育総務費、教育委員会事務局費184万円は、東西小学校の図書館管理システムの導入費。

小学校管理費、ICT環境整備事業の委託料200万円は、GIGAスクールサポーター支援業務を民間事業者へ委託するもの。

備品購入費789万円は、教育系ネットワークのセキュリティー対策と授業で使用する大型モニター購入費であります。

小学校費、東小学校管理費の会計年度任用職員報酬は、図書館管理システム導入に伴い蔵書情報のデータ整理や運用開始に向けた準備のため、図書館司書の時間外勤務手当の追加であります。

西小学校管理費も同様の報酬が載っておりますが、同様であります。

委託料と工事費につきましては、新型コロナの感染防止対策のためセンサー式の水

洗器への取替えや目隠しスクリーンの設置など衛生設備の環境改善を行うもので、これは東西小学校を合わせて発注をするため予算を合算して計上してございます。

17 ページ、中学校費、中学校管理費 656 万 3,000 円も小学校と同様に新型コロナ感染予防対策のための衛生環境改善工事に係る予算でございます。

社会教育費、文化センター管理事業の委託料と工事請負費は、文化センターの洗面所の新型コロナ感染防止対策工事に係る予算であります。

使用料 33 万円と備品購入費 50 万円は、先日の全員協議会で御説明をいたしました内容のものでありますが、文化センターの 1 号機系の空調設備の故障に伴う改修計画について、もう少し時間をかけて検討が必要なことから、今期、冬期の暖房用としてストーブを調達するものであります。

保健体育費、体育施設管理事業 3,327 万 5,000 円は、サンアリーナと村民グラウンドの照明の LED 化を行うものであります。

19 ページ、14 款 予備費を 1,545 万 1,000 円減額をし、予算の調整を行います。

以上、御審議のほどよろしく願いいたします。

○議 長 説明を終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

○5 番 (松村 利宏) 賛成の立場で討論をさせていただきます。

行政は、令和 2 年度一般会計補正予算を 7 回行い、村民のために各種施策を行っている。今回、8 次補正予算により飲食業、観光業、農業、宿泊業等への支援を行い、事業継続を考えており、評価できます。

国は 5 月 25 日、緊急事態宣言を全て解除、県は 5 月 29 日、ロードマップを示し新型コロナの状況を見ながら経済活動を行ってきた。しかしながら、7 月 8 月、新型コロナ感染症者が急増し、経済活動は停滞している。8 月から国はゴー・トゥー・トラベルを開始したが、東京は除いたため成果が出ていない。

しかし、今週 9 月 19 日～22 日の連休を見てみますと、軽井沢では昨年並みの人手がもう出ています。それから、ニュースにもありましたが、松本城入場には 2 時間半かかるという状況です。19 日、望岳荘へ私行ってきましたが、ほとんど、あの看板のところ。入り口の看板のところは上下全部埋まっていた。どのぐらい泊まったかは、ちょっとまた別ですけども、初めて見ました、この 2 月以降。状況です。人出が一気に戻っているわけでもないわけですけども、そういう状況になっているという状況です。10 月からゴー・トゥー・トラベルに東京が含まれ、11 月からゴー・トゥー・イートが始まる予定であり、内需拡大の兆しが見える状況です。

補正予算執行に当たっては、11 月から季節インフルエンザと新型コロナウイルスが

蔓延する可能性があるため、休校による教育への影響を最小限にするため、オンラインによる教育の準備、中学 3 年生が高校受験を安心して受けられる体制を整えることが必要である。

行政もリモートワークにより事業継続を行えるよう準備することが必要である。

さらに、収入が減少して困っている人たちの支援を忘れてはなりません。

以上のことをお願いして、賛成討論とします。

○議 長 ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 これで討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議 長 全員賛成です。したがって、議案第 17 号は原案のとおり可決されました。

日程第 11 中川村選挙管理委員及び補充員の選挙についてを議題とします。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第 118 条第 2 項の規定により指名推選にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

選挙管理委員に宮澤光男君、大場実君、下沢久雄君、福澤朝子君、以上の方を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました方を選挙管理委員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました宮澤光男君、大場実君、下沢久雄君、福澤朝子君、以上の方が選挙管理委員に当選されました。

続いて、選挙管理委員補充員には次の方を指名します。

第 1 順位 河崎知海君、第 2 順位 下平和則君、第 3 順位 大場一夫君、第 4 順位 米山千年君、以上の方を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました方を選挙管理委員補充員の当選人と定めることに御異

議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました第1順位 河崎知海君、第2順位 下平和則君、第3順位 大場一夫君、第4順位 米山千年君、以上の方が順序のとおり選挙管理委員補充員に当選されました。

日程第12 請願第5号 上伊那地域の高校再編に関する請願を議題とします。

本件は厚生文教委員会に付託してあります。

厚生文教委員長から審査結果の報告を求めます。

○厚生文教委員長 (松澤 文昭) 9月9日の本会議において厚生文教委員会に付託されました請願第5号 上伊那地域の高校再編に関する請願について、9月11日、委員全員の出席の下、慎重に審査をいたしました。

請願の趣旨は、上伊那地区の高校再編については、本年3月に発表された再編・整備計画第1次案では伊那北高校と伊那弥生ヶ丘高校の再編統合と総合学科高校、総合技術高校の設置が示された、上伊那地域は物づくり長野を支える人材を育成するための一気通貫型の物づくり人材育成システムが不可欠の地域であり、上伊那の地域の将来にとって高校再編は重要な課題であるということで、1つとして、63.5%である上伊那学区の全日制公立高校への区内進学率が70%以上となる高校再編を実施すること、2つ目として、学区内の伊北、伊那、伊南の地区ごとに地区内の中学卒業生数に見合った規模の学級数、学校数を設置すること、3つ目として、機械科、電気科、情報技術科を含む4学科以上の工業科を1か所に設置して高校を配備するなど工業教育の教科充実を図ることという内容でした。

審査の結果は、全員の賛成で採択すべきものと決しました。

審査の過程で出された主な意見は、「多くの学生に選択され、上伊那地域の進学率の向上となる高校再編を期待する。」「上伊那地域は県内で一番中学卒業生が減らない地域であり、偏った大幅な削減、再編は地域の混乱を招く。」「上伊那地域全体の人口構成は県全体の8.8%の状況にあり、製造業への依存度は県平均の1.7倍の地域になり、県屈指の製造集積地であり、工業科の設置が必要である。」「学生に多種多様な選択ができる高校再編が必要である。」「諏訪、上伊那は製造業が盛んな地域であり、上伊那地域こそ工業科が必要である。」「県教育委員会の再編案は予算削減だけを追求しており、国の将来を担う子どもたちには多くの予算を確保して選択の幅を広げる必要がある。」などの意見が出されました。

以上、審議のほどよろしく申し上げます。

○議長 委員長報告を終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

○5番 (松村 利宏) 賛成の立場で討論をさせていただきます。

上伊那郡の高校再編は、日本社会が今後30年間でどのように変化するかを考慮し、どのような人材を育成する場が求められるかを考えなければならない。上伊那郡は、県工業統計によれば、製造品の粗付加価値額で全県の15.2%を占め、住民1人当たり換算した額で県平均の1.72倍となる県内屈指の製造業集積地である。この物づくり長野を支える人材を育成するための小中高、短大、大学、そして地元企業へとつながる一気通貫型の物づくり人材育成システムの配置が不可欠の地域である。このため、機械科、電気科、情報技術科を含む4学科以上の工業科を1か所に設置した高校を設置するなど、工業教育の強化、充実を図ることが必要です。

上伊那通学の全日制公立高校への区内進学率は63.5%となっている。これは、諏訪地域へ約90名、下伊那地域へ約50名が毎年進学しているため、県が上伊那地域の高校定数を低く抑えているためである。県が定める高校定数を引き上げ、上伊那郡通学の全日制公立高校への区内進学率が70%以上になるようにすることが必要である。学区内の伊北、伊那、伊南の各地区ごとに地区内の中学卒業生数に見合った規模の学級数、学校数を配置することが必要である。

以上です。

○議長 長 ほかに討論はありませんか。

○7番 (桂川 雅信) 本件請願については、詳細な説明資料が厚生文教委員会に提示されておりまして、長野県駒ヶ根工業高等学校同窓会から請願資料が提出されております。この資料を見ていただきますと、今、議員が賛成討論された内容が細かく表として出されておりますので、ぜひ、それを御覧いただきたいと思いますが、さらにもう一つ私のほうから賛成意見を申し上げたいと思います。

県教育委員会は、2030年の中卒者数が減少することに合わせた再編を考えているというふうにあります。上伊那、諏訪、南信州、松本の4地区での中卒者数の2030年予測では上伊那地区が最も減少数が少なく、他地区と同様な削減は現実的ではありません。2030年に上伊那地域の全日制進学率を70%に引き上げるといふごく普通の要求を実現することを考えれば、そのときの必要学級数は28.1学級となり、現状より0.9クラス削減でよいこととなります。つまり、現況の学級数を維持するほうが2020年の進学率向上に寄与するのであります。

最後に、高校における職業教育、特に工業高校の専門教育について私は一言申し上げたいと思います。

県教育委員会の実施方針を読んでいると、物づくりの世界は一握りの優秀な技術者によって支えられてきたような感覚で捉えているような気がしてなりません。言い換えれば、県教委は物づくりが技術者と技能者の共同作業であることを全く理解してい

ないと思います。

私の個人的な経験を申し上げます。私は、かつて土木技術者として高度な技術を要する構造物の設計にも関わりましたが、それを現実のものとして築造するのは現場の技能者であり、一般に職人と呼ばれる人たちでありました。私が設計した構造物の図面を見た現場監督からこのカーブはどうやって造るんだと言われた際、私は考え方を理解してもらえれば造り方は現場で考えてくださって結構ですと言ったことがあります。工事完了後に見せてもらった構造物は、見事なカーブで合流部分が出来上がっておりました。私は、このときの出来事を40年以上経た今でも鮮明に覚えており、そのときから職人と言われてきた技能者への理解を改めました。物づくりは技術者だけの力では完成しないのです。技術者と技能者の連携、ペアーズアップがあつて初めて物づくりは完成するのです。今、技能者のいない物づくりなどありえないのです。この技能者の教育を一手に引き受けてきたのが職業高校であり、工業高校は、その先端的役割を果たしているのです。

県教委の実施方針を見ていると、中学卒業生の中でごく一部の偏差値の高い子どもを普通科に集めてモデル校のような仕組みで予算を投入し、世界に通用する人材を育てるとしてはいますが、一部のエリートを育てることが高校教育の目標のように描いており、そこには全ての子どもたちに行き届いた教育をとする地域の要望など片りんも見えません。

駒工3学科が共同して1.8メートルのパラボラアンテナの太陽電波望遠鏡を製作し、太陽フレアの観測に成功しました。それが国立天文台のニュースで驚きをもって掲載されたことなど県教委は知らないのでしょうか。中学卒業時の学力だけで子どもの将来を決めてしまうことなどできないのであります。

請願資料、今ここに書いてあったことですが、7ページには工業統計から見た上伊那地域の位置づけが記載されています。これについては、先ほどの議員も述べておられたとおりで、今年度の工業科募集定数35学級に粗付加価値額の構成比15.2%を掛けますと5.3学級となります。つまり、上伊那地区には、出荷額からすれば1か所に4～5学級の工業課程を設置すべきと請願書類では述べています。今回の請願では、駒工の3学科に追加して4学科以上の工業科を配置するように要望しております。

私は、今の3学科に追加して土木科を設置するようにぜひ要望したいと考えています。上伊那地域だけでなく、全国的にも建設業の後継者が少なくなっており、災害復旧でも迅速な復旧に極めて困難な状況が生まれています。建設業に若い技能者が参加できる仕組みを早期につくるようにすべきと考えます。

世の中はAI全盛期に向かいつつあり、工業高校の技能教育は時代遅れになると見る人もいますが、これはAIが現場に適用される際にどのような作業が必要になるか理解しない意見であります。現場でAIが活躍するには、膨大なデータを集積し、それらが機械的に作動する条件を整える技能が不可欠でありまして、ここでの工業高校を卒業した技能者の役割は、これからますます高まっていくと思います。

日本では、技能者の役割が不当に低く評価されています。厳しい言葉で言えば、差

別的な扱いさえ受けていると私は感じています。技術者のほうが技能者より頭がよく、技能者は技術者の手先になって働いていけばよいというのは、技能者の低賃金構造を固定化するための偏見であります。

ドイツのマイスター制度では、様々な職種の職人が国家資格を与えられ、大学卒業と同等の技能者としての扱いと処遇を受けています。日本の国際競争力がこの20年間成長しない原因は、国際的に活躍する人材がいないのではなく、技能養成と底上げが遅れているために技術者も成長せず、共同作業が遅れていることが要因なのであります。

職業高校の卒業生が生き生きと活躍できる社会の実現こそ県教委は目指すべきであり、差別的な感覚で規模縮小を前提とするような提案は、地域社会と我が国の物づくりの力をさらに低下させるものと言わざるを得ません。

さらに、先に申し上げたように技術者だけで物づくりはできないことを御理解いただき、技能者の社会的役割と社会的地位をさらに高める努力をしていただくことがこの問題の根本的な解決に向かうものであることを申し上げて、請願への賛成意見いたします。

以上です。

○議 長

ほかに討論はありませんか。

なお、討論に入る前に賛成討論か反対討論か明確にしてからお願いをいたします。

ほかにありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

この請願に対する委員長の報告は採択です。

この請願は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議 長

全員賛成です。したがって、請願第5号は採択することに決定しました。

日程第13 請願第6号 種苗法「改定案」の廃案を求める請願

を議題とします。

本件は総務経済委員会に付託してあります。

総務経済委員長から審査結果の報告を求めます。

○総務経済委員長

（柳生 仁） 去る9月9日、議会本会議において総務経済委員会に付託されました請願第6号 種苗法「改定案」の廃案を求める請願、9月11日、役場第1委員会室において委員全員の出席の下、慎重に審査を行いました。

審査に先立ち請願提出者の丁寧な説明を受け、慎重に審査しました。

審査の結果、多数で趣旨採択すべきものと決しました。

請願の趣旨は次のとおりです。

種苗法改正案は、さきの通常国会で食の安全を願う多くの消費者、農民、市民の反対の声に押され一度も審議することなく継続審議となりました。しかし、政府は年内

の臨時国会での成立を狙っています。

種苗法改正案は、日本政府も批准する食料及び農業のための植物遺伝資源に関する国際条約が規定する農民の自家増殖の権利を原則禁止するものです。これは、主要農産物種子法廃止と同時に成立した農業競争力強化支援法で公的機関が保有する種子の知見を民間企業に提供することを盛り込み、さらに海外企業が日本での品種登録をしやすくするなど、日本の優良品種を多国籍種子企業に提供するものと言わざるを得ません。

自家増殖を禁止しても海外流出を防げないことは農水省自身が認めています。自家増殖禁止は、許諾料や毎年種子を購入せざるを得なくなるなど、農民に負担を強いることは明らかです。

農水省は、育成権が及ぶのは1割にも満たない登録品種だから影響がないといいますが、実際の栽培では米で3割以上を占めるなど、登録品種の利用が増えています。

また、人気の在来種にゲノム編集技術で栄養素強化の性質などを組み込んで新たな品種として登録し、在来品種を企業の特許の権利下に置きもうけの種にすることを可能にしています。

さらに、種子企業は、遺伝子組換え種子の開発以来、種子の栽培マニュアル、契約に肥料や農薬などの使用量や使用時期を組み込み、農民の栽培に対する自主的判断を奪う傾向も強めており、栽培面からの企業依存をも狙っています。などです。

審査の結果、多数で趣旨採択となりました。

審査の過程で出された主な意見は次のとおりです。

質疑においては、提出者も丁寧であったため、委員会における質疑はありません。

討論に入ります。

趣旨に賛成の討論であります。通産省のホームページを見ると、本請願は正反対である。通産省のホームページは国民が見ており、変なことを書くことはできない。

賛成意見であります。小規模の農家の声を聴かずに、いきなり法案が出てきており、農民に不安がある。今までの農家の生活が壊れてしまい、農業が海外の企業に飲み込まれると感じている。種苗法改正案を廃案として農民と話すことが必要だ。

趣旨に賛成。種苗法改正の目的は、農業者の皆様に優良な品種を持続的に利用してもらうため。農産物や園芸植物を新たに開発した人及び企業の知的財産権を保護するためである。現在、種苗法では登録品種であっても正規に購入した種苗であれば購入者が海外に持ち出すことは合法で、止めることはできない。このため、海外での品種登録に加え、国内法でも登録品種の海外への持ち出しについてきちんと対応できるようにする必要がある。さらに、農産物や園芸植物を新たに開発した人及び企業の知的財産権を保護するため、企業、農業者が育成者権者の許諾を受けることは必要である。しかし、農業者が育成者権者の許諾を受ける場合、手続の経費は農業者の負担とならないということ必要である。

賛成意見。消費者の命をつなぐ農業生産物が日本の農業者の手によってしっかり生産されるように考えると、企業に縛られる種苗でなく、その土地で元気に引き継が

れた種苗を育てる業者、農業者を守ることは大事なことと考える。

以上、慎重な御審議をお願いします。

○議 長

委員長報告を終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長

次に、原案に賛成者の発言を許します。

○3 番

(松澤 文昭) 私は、原案に賛成の立場で討論を行います。

農林水産省は、国内で登録された種苗の海外流出を防ぐため種苗法改正を目指しています。その一方で、国内農家の自家増殖の制限強化や登録品種の許可導入が行われようとしています。

私は、農家の視点から考える種苗法改正の問題は、次の2点だと考えています。1つ目は、日本の種子の海外流出を理由に国内農家の自家増殖、自家採種を原則禁止とすることで農家の種子への権限が制限されるようになること、2つ目は、農家の種子への権限が制限されることにより農業、農産物の多様性と持続可能な農業への道が阻害されてしまうことだと考えます。

先送りになった改正案は、農家に大きな影響を与えるにもかかわらず、その内容が十分に周知されていません。農水省が農家への自家増殖についてアンケートを行っております。アンケートの中では、今回の改正では種苗費負担増加が懸念をされておりますけれども、そういうことが懸念されておりますけれども、そのことが今回の改正の中で余計増えてしまうという状況であります。また、アンケートでは、地域別の種苗法の認知度に関する問いもありまして、その中では、種苗法の法改正の具体的な内容を知っている農家は認知度が一番高い東海地方でも8.9%であり、北海道ではゼロ%という状況です。先送りになった種苗法改正案は、地域農業への影響が大きいにもかかわらず、アンケートの結果からも農家への情報伝達が全く進んでいない状況です。したがって、情報開示を行い、開かれた議論をする必要があると考えます。

また、新型コロナウイルス禍の中で一時的にマスクや消毒用のアルコールが店頭から消えました。これが食料にまで波及してきたら、国民、消費者は大パニックに陥っていると考えます。世界中の国々が自国の食料の囲い込みに走れば、食料自給率の低い日本にとっては大変な状況になると考えます。

今回の種苗法改正に伴い自家増殖が禁止されれば、地域に適した作物栽培を妨げられ、食料自給率の日本にとっては食糧安保の観点からも危機的な状況を迎えると考えます。したがって、国民的な議論が必要だと考えまして、賛成討論とします。

○議 長

原案に反対者の発言を許します。

○5 番 (松村 利宏) まず、種苗法改正の目的は、農業者の皆様に優良な品種を持続的に利用してもらうため、農産物や園芸植物を新たに開発した人及び企業の知的財産権を保護するためのものであります。

種苗法改正の必要性は、次の3点であります。1つ目、近年、諸外国では、我が国の登録品種が海外に流出し、我が国の農産物輸出に影響があること。2つ目、登録品種が販売をされた後に海外に持ち出されることは現行法上違法ではないこと。3つ目、登録品種が自家増殖された後に海外に持ち出されることは違法であるが、増殖の実施が把握できないため抑止できない。

国は、品種流出のリスクが高い国における品種登録を支援し、海外での無断栽培の防止を図ってきた。一方で、現在の種苗法では、登録品種であっても正規に購入した種苗であれば購入者が海外に持ち出すとは合法で、止めることはできない。このため、海外での品種登録に加え、国内法でも登録品種の海外への持ち出しについてきちんと対応できるようにする必要がある。

種苗法改正の主要改正事項は、次の2点である。1つ目、登録品種について育成者権者が利用条件、国内利用限定、国内栽培地限定を出願した場合は、利用条件に反した行為を育成者権者、県、企業、個人が制限できる。2つ目、登録品種に限り、農業者による増殖は育成者権者の許諾を必要とする。これは禁止ではありません。

我が国の新品種は、種苗会社のみならず、都道府県の公設試験場、農研機構、また個人の品種開発者等によって開発されている。種苗法の改正によって優良な新品種の流出を抑止することは、産地づくりを進める都道府県や高付加価値の農産物を出荷する産地の農業者の大きなメリットとなる。

遺伝子組換えについては、厚生労働省管轄の食品衛生法等の問題であり、同法による安全性審査で規定されています。

しかしながら、この中にもありましたが、農業者が登録品種を育成者権者の許諾を受ける場合の具体的利用料、事務手続料や許諾料が明確になっていないため、農業者に分かりやすく説明する必要があること、さらに、農業者が育成者権者の許諾を受ける場合の手続、経費は農業者に負担がかからないようにすべきであること等を丁寧に農業者に説明する必要があるということで、趣旨に賛成いたします。

以上です。

○議 長 ほかに討論はありませんか。

○1 番 (片桐 邦俊) 私は、この請願に対しまして賛成の立場で討論をいたします。

種苗法改正における問題点は、種苗の知的財産権が強化される一方で、農家の自家増殖の権利が制限される点にあります。

種苗法は、品種育成の振興と種苗流通の適正化により農業の発展を目指す法律であります。

農水省の改正案の検討会では、農業団体の委員から自家増殖禁止の流れと金銭の負担も発生する許諾制について繰り返し疑問が出されたようであります。その内容は、多様な農家がいる中で、許諾制導入は本当に可能なのか、また農民が追加で払う必要

がないように、また農家の自家増殖がこれまでどおり認められ、許諾については生産者と間に立つ団体に負担がないようにという要望であります。

しかしながら、改正案については、農業団体からの疑問が全く反映されないまま、許諾について明記されてしまっております。許諾については、メーカーと生産者やJAと当事者に任せるような状況になるのではないかと懸念され、農業現場では混乱を招く可能性が高いと思われまます。

農水省は、ブドウ、イチゴの優良品種が海外に流出することを踏まえて、日本の優良な育種知見の海外流出を防ぐためには種苗法改正が必要としていますが、2017年に農水省の知的財産課は、種苗などの国外への持ち出しを物理的に防止することが困難であり、海外において育種知見の登録を行うことが唯一の対策と説明しており、今回の種苗法改正、特に自家増殖禁止が海外流出防止につながるとは考えられません。

現在の種苗法第21条では、農家の自家増殖について例外として認めておるわけでありませけれども、このことは、種を購入するときには開発者の知的財産を守り、届けた後は農家の独立性を重んじているということであると思います。

今回、種苗法が改正されれば、今後の農業振興、ひいては食料自給率の向上にも影響が出てくると思われるため、私はこの請願について賛成といたします。

○議 長 原案に反対者の発言はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 原案に賛成者の発言はありますか。

○9 番 (鈴木 絹子) 私、賛成の立場で発言します。

さきの国会で審議が予定されていた種苗法改定案は、農家の種取りが制限されるとして種を守る会や農民連などを中心に署名や請願活動が広がり、ツイッターでも種苗法に抗議しますというハッシュタグが広く共有されました。コロナ禍で各国が食料の輸出制限を始める中、政府が農家の自家採種を制限し、食料自給率を低下させるべきではないといった主張も新聞各紙で報じされました。

農水省は一部の品種に限られるといますが、自家増殖が許諾制になると手続や費用の負担が増し、経営を圧迫することになります。米の登録品種の生産量は3割を超しており、青森では99%、北海道では88%、沖縄のサトウキビでは9割が登録品種、千葉県のサツマイモも圧倒的に登録品種と言われています。イチゴ農家の自家増殖の割合は5割といます。これらの実情で見れば、影響がないとは言えません。

自然災害が毎年頻発し、新型コロナウイルスの蔓延で各国が食料輸出を規制する中、日本の食料自給率は先進国では最低のレベルで、いかに食料自給率を高め、国民に安定的な食料を供給する体制を整えるかが国の責務です。

今、野菜の種子の9割は外国の穂場で交配され輸入されています。種子は、F1種が増え、毎年種を買わなくてはならず、値段も高くなっています。種子の自給率の向上も求められます。

そんな中で、主幹産業が農業という中川村の農業者が出している請願に対して応援すべき村の議員が賛成できないということは、どういうことか。専業農家のみなら

ず兼業農家も結集している J A も改正に反対しています。農業者が生産することで消費者の食と命にもつながります。私は、村民の暮らしと命を守るために議員としての活動があると思っています。これではやっていけないので廃案にしてほしい、農業を続けたいという農業者の願いを深く受け止めて、この請願に賛成します。

○議 長
○8 番

ほかに討論はありませんか。

(柳生 仁) 私は趣旨採択の立場で討論いたしますが、自分の立場は委員長だったんで、委員会では発言できませんでしたので、この場をお借りして発言させていただきます。

農業者を守る立場では、こういった請願には賛成すべきものと思っておりますけども、請願の文中の中で自家増殖の権利を禁止するものとありますけども、農水省のホームページの一番上にありましたのを見ますと「自家増殖は一律禁止とはなりません。」っていうような文言があって、食い違いがあるなあというふうに理解いたしております。

また、海外企業が日本の品種登録をしやすくするなど、日本の優良品種を多国籍企業に提供すると言わざるを得ませんとありますが、現在の種苗法では登録品種であっても正規に購入した種苗であれば購入者が海外に持ち出すことは合法で、止めることができませんとあります。このために、海外流出を防ぐためにも、できるだけ措置を取るためにも、海外での品種登録に加えて、国内法でも登録品種の海外への持ち出しについてきちんと対応することが必要であるっていうことも書いてあります。

こういったことから考えますと、私は種苗法についても適正に見直していくことが大事じゃないかと思っております。

農家を考えれば、今言われたように賛成すべきでありますけども、この請願書の部分につきますと、趣旨は分かるけども、ちょっと違うなあと思いますので、趣旨採択とします。

以上です。

○議 長
○7 番

ほかに討論ありますか。

(桂川 雅信) 私は、請願内容に賛成し、委員会結果の趣旨採択に反対して意見を述べます。

この請願の意図は、国の政策変更議会として意見を述べるように求めているものでありまして、内容は分かったけど、議会としては意見を出さないでは済まない問題です。今回の種苗法改正案は、一方的に登録品種を拡大し許諾制を導入するもので、日本農業の担い手である小規模農家を経営困難に落とし込む危険をはらんでおり、そのことを危惧する農家が村内から声を上げていることに議会は真剣に向き合う必要があります。地方自治法第 99 条では「普通地方公共団体の議会は、当該普通地方公共団体の公益に関する事件につき意見書を国会又は関係行政庁に提出することができる。」としており、地域住民から出された地域社会の公益上の問題について国に明瞭に意見を述べることは議会の責任でもあります。

請願の内容である種苗法改正については、私は、既に常任委員会の審議に当たって

全議員の皆さんに陳述書をお送りしておりますので、同じ内容の発言は省略いたしますが、今 8 番議員がおっしゃった内容については、私はこの陳述書の中で詳細に意見を述べております。私から二、三、意見を申し述べます。

まず、国が優良品種の海外流出を防止することや種子の育成権者の権利を保護するための法的措置のためにこの改正案を提出したのかという点であります。これらの内容については、既に現行法はほぼ対応できており、特に優良品種の海外流出防止は海外での品種登録の問題であることが指摘されており、法改正の理由にはもともとならないものであります。

また、育成権者の権利を保護するため法的措置という点についてですが、種苗法は 1998 年に U P O V 条約に沿った全面改正が実施されておまして、その後も育成権者の効力の範囲を一定の加工品まで拡大、権利の存続期間の延長、刑事罰の引上げ、民事救済の円滑化等を趣旨とする改正が行われてきたほか、関税法改正により税関による輸出入取締りの対象として育成者権侵害物品が追加されております。国内種子生産企業の権利保護は、知的財産権の保護とともに、ほぼ法的なレベルでは対応ができるようになっております。国は許諾制を育成権者の権利保護の内容に含めて提案していますが、国内企業を守るための許諾制を制度化するためには、その前に国内遺伝子資源を完全に保全する法的・制度的保障が必要であります。本来は種子法がその一端を担っていたのでありますが、廃止されてしまったために多国籍企業が自由に日本の遺伝子資源を搾取して新しい種子を開発して売り込むことが可能になっておりますので、まずこれを阻止することが必要なのです。許諾制について野菜の種子に関して言えば、既に大手種子企業の種子開発はほとんど F 1 種子であり、もともと農家の自家採種が不能なものであり、しかも小売価格には開発費用などを上乗せておりますので、既に許諾料金を利用者は支払っているのが実態であります。国内種子保全の法的根拠が失われた今、現時点で種苗法を改正することは、多国籍企業に日本の遺伝子資源を搾取され、最終的には日本の食料生産を衰退させることとなります。今回の種苗法改正案は、農業者いじめだけでなく、国民の食料安全保障にとっても重大な脅威となるものです。

今回の種苗法改正案で最大の問題は、基本的に生産者の自家採種を禁止する方向に進んでいる点です。私は、この 30 年近く野菜の自家採種を繰り返してきましたが、自家採種は農業の根幹の活動であります。実際に日本の農業の種子の遺伝子資源の多様性の圧倒的な部分は農家による自家採種によって守られてきたものですが、民間企業の多様性への貢献は極めて小さいのです。都道府県は 300 品種を超える米の種子をつくっていますが、農家の在来種は、少し前であれば数千品種、現在でも 1,000 種類ほど存在していると言われております。他方、民間企業はせいぜい数十種類に過ぎません。民間企業が開発した種子でも多くの農家がじっくり育て上げる中で変異した種を見つけ、新品種が獲得されることがあるのです。そして、その発見は民間企業を含む全ての人々にとって大きな価値を持つものであり、そうした農家の貢献は全体の品種改良を底支えするものです。それが崩れたときに日本の農業全体の衰退につながってしまうことが危惧されているのです。農民の中に種子取りをする技術を持っている人たち

が、いることで日本や世界の農業は維持されてきたのです。その基本となる権利を奪うことは、農業の持続そのものを危険にさらし、食料主権の根本を崩してしまうこととなります。自家採種する農民が減り、種子法廃止で都道府県も公的種子事業から撤退し、民間企業に種子の生産を任せてしまえば、趣旨の多様性は桁違いに減り、企業のもうけになる種子ばかりになってしまい、趣旨の多様な遺伝子資源を失うことで、将来的には日本農業の衰退につながってしまいます。

一昨年末、国連で小農及び農村で働く人々の権利宣言が採択されました。そこでは、趣旨の権利が大きな柱となっています。世界各地で在来種を守る条例や法律もつくられ始めています。種子は農民のものであり、社会の財産であり、私たちの食の決定権の源となるものです。社会の基盤としての種子とその種子を守る権利を国と国民は手放してはならないのです。

以上で請願の原案に賛成の立場での意見の陳述を終わります。

以上です。

○議長 長 ほかにも討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 長 これで討論を終わります。

これから採決を行います。

この請願に対する委員長の報告は趣旨採択です。

この請願は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長 長 賛成少数ですので、改めて原案について採決します。

請願第6号 種苗法「改定案」の廃案を求める請願を採択することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長 長 賛成多数です。したがって、請願第6号は採択することに決定しました。

次に、

日程第14 陳情第7号 上伊那の高校再編対象校名の速やかな公表を求める陳情書

について申し上げます。

既に同じ内容の請願が採択されていますので、陳情第7号 上伊那の高校再編対象校名の速やかな公表を求める陳情書は採択されたものとみなします。

次に、

日程第15 陳情第8号 種苗法「改正」の中止を求める陳情

について申し上げます。

既に同じ内容の請願が採択されていますので、陳情第8号 種苗法「改正」の中止を求める陳情は採択されたものとみなします。

ここで暫時休憩とします。再開は追って連絡します。

〔午後3時57分 休憩〕

○議長 長 [午後4時08分 再開]

会議を再開します。

日程第16 発議第1号 中川村議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

を議題とします。

朗読願います。

○事務局長 朗読

○議長 長 趣旨説明を求めます。

○1番 (片桐 邦俊) 中川村議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について提案説明をさせていただきます。

提案理由は、中川村課設置条例の一部改正に伴い本案を提出するものであります。

第2条第1号に「地域政策課」を加え、「建設水道課」の名称を「建設環境課」に改め、所管する事務を「道路、橋りょう、河川及び法定外公共物に関する事項並びに住宅、建築及び都市計画に関する事項」とし、「振興課」の名称を「産業振興課」に改めます。

第2条第2号に「建設環境課に関する事務のうち生活環境に関する事項及び上水道及び下水道に関する事項」を加えるものであります。

施行は令和2年10月1日からとなります。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長 長 説明を終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 長 質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 長 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長 長 全員賛成です。よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

日程第17 発議第2号 上伊那地域の高校再編に関する意見書の提出についてを議題とします。

朗読願います。

○事務局長 朗読

○議長 長 趣旨説明を求めます。

○1番 (片桐 邦俊) それでは、案文の朗読をもって説明に代えさせていただきたいと思

います。

上伊那の高校再編に関する意見書。

上伊那地域の高校再編については、地域の未来を担う子どもたちを地域で育てるとの思いの下、子どもたちが自ら成長できる場としての高校教育の環境整備を軸にした意見書を地域協議会は取りまとめました。

本年3月に発表された再編・整備計画1次(案)では、伊那北高校と伊那弥生ヶ丘高校の再編統合と総合学科高校、総合技術高校の設置が示されました。

上伊那地域は天竜川に沿って南北に広がった地域で、全域にわたってほぼ均等に居住域が広がり、県人口の8.8%が居住しています。また、県工業統計(2019年速報、2020年2月28日発表)によれば、製造品粗付加価値額で15.2%を占め、住民1人当たり換算した額では県内屈指の製造業集積地です。この物づくり長野を支える人材を育成するための小中高、短大、大学、そして地元企業へとつながる一気通貫型の物づくり人材育成システムの配置が不可欠の地域です。

上伊那地域の将来にとって高校再編は重要な課題です。

以上の観点から、再編の実施案を決定するに当たり次の事項の実現を強く要請します。

1 63.5%である上伊那通学の全日制公立高校への区内進学率が、70%以上となるように高校再編を実施すること。

2 学区内の伊北、伊那、伊南の地区ごとに地区内の中学校卒業生数に見合った規模の学級数、学校数を配置すること。

3 機械科、電気科、情報技術科を含む4学科以上の工業科を1か所に設置した高校を配置するなど、工業教育の教科充実を図ること。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議 長

説明を終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長

討論なしと認めます。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議 長

全員賛成です。よって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

日程第18 発議第3号 上伊那の高校再編対象校名の速やかな公表を求める意見書の提出について

を議題とします。

朗読願います。

○事務局長

朗読

○議 長

趣旨説明を求めます。

○2 番

(飯島 寛) 意見書案の朗読をもって趣旨説明に変えさせていただきます。

上伊那の高校再編対象校名の速やかな公表を求める意見書。

長野県教育委員会が3月24日に発表した県立高校再編・整備計画1次案では、上伊那に関する部分で、①伊那北高校と伊那弥生ヶ丘高校の統合、②総合学科高校と総合技術高校の設置が明記されました。しかし、②の対象校名は来年3月の再編整備計画まで明らかにされない模様です。

地元選出県会議員は、具体名が挙がった高校と具体名が挙がらなかった高校とで議論の進捗に大きく差がつく、対象校は予測もつく中で、年度末といわず、具体名を挙げて議論をすべきとの声が住民説明会であった、ぜひ検討してほしいと一般質問で要望したとのことです。

赤穂高校同窓会長も、同じ地域にあれば地域全体の計画案を同時に公表し、時間をかけて議論すべきと表明しています。

駒ヶ根工業高校同窓会長は、上伊那の産業のために専門高校、職業高校を残すべきとの意見です。

対象校名や教科内容が明らかにされないため、議論が足踏みしているのではないでしょう。

以上のことから、上伊那の高校の将来像を住民が具体的に議論できるよう、以下の点を強く要請します。

1 上伊那の高校再編対象校名を速やかに公表すること。

2 総合学科高校の系列案と総合技術高校の学科案も公表すること。

3 公表とともに説明会を開き、住民の間で十分な議論の機会を設けること。

以上、御審議よろしく願います。

○議 長

説明を終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長

討論なしと認めます。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長 全員賛成です。よって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

日程第19 委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

議会運営委員長、総務経済委員長、厚生文教委員長から議会会議規則第75条の規定によりお手元に配付しました申出書のとおり閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

本件について、各委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

お諮りします。

ただいま大原孝芳議員外5人から発議第4号が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 異議なしと認めます。よって、発議第4号を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

追加日程第1 発議第4号 種苗法「改正案」の廃案を求める意見書の提出について

を議題とします。

朗読願います。

○事務局長 朗読

○議長 趣旨説明を求めます。

○4番 (大原 孝芳) では、朗読をもって説明とさせていただきます。

種苗法「改正案」の廃案を求める意見書。

種苗法改正案は、さきの通常国会で食の安全を願う多くの消費者、農民、住民の声に押され一度も審議されることなく継続審議となりました。しかし、政府は年内臨時国会の成立を狙っています。

種苗法改正案は、日本も批准する食料及び農業のための植物遺伝資源に関する国際条約が規定する農民の自家増殖の権利を原則禁止するものです。これは、主要農作物種子法廃止と同時に成立した農業競争力強化を支援する法で公的機関が保有する種子の知見を民間企業に提供することを盛り込み、さらに海外企業が日本での品種登録をしやすいなど、日本の優良品種を多国籍種子企業に提供するものと言わざるを得ません。

自家増殖を禁止しても海外流出を防げないことは農水省自身が認めています。自家増殖禁止は、許諾料や毎年種子を購入せざるを得なくなるなど、農民に負担増を強いることは明らかです。

農水省は育成者権が及ぶのは1割にも満たない登録品種だから影響はないといいますが、実際の栽培では米で3割以上を占めるなど登録品種の利用が増えています。

また、人気の在来種にゲノム編集技術で栄養素強化の性質などを組み込んで新たな品種として登録し、在来種を企業の特許の権利下に置きもうけの種にすることを可能にしています。

さらに、種子企業は、遺伝子組換え種子の開発以来、種子の栽培マニュアル、契約に肥料や農薬などの使用量や使用時期を組み込み農民の栽培に対する自主的判断を奪う傾向も強めており、栽培面からの企業依存を狙っています。

このように、種苗法改正案は、種子の企業支配を拡大させ、品種の多様性と農民の栽培技術を奪い、気候変動などへの対応力を低下させ、日本の多様な食文化を支えてきた農産物の安定生産への消費者の願いにも逆行します。

以上の趣旨から、種苗法改正案を廃案にすることを求めます。

以上、御審議よろしく申し上げます。

○議長 説明を終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長 全員賛成です。よって、発議第4号は原案のとおり可決されました。

これで本定例会の会議に付された事件の審議は全て終了しました。

ここで村長の挨拶をお願いします。

○村長 長期間にわたる議会、大変お疲れさまでございました。

本議会に提出をいたしました中川村特別運転資金利子補給積立基金条例及び太陽光発電施設の設置等に関する条例の2つの新設条例及び2つの条例の一部を改正する条例並びに令和2年度中川村一般会計第7号補正予算及び2つの特別会計補正予算を可決、承認いただきました。

また、本日提出をいたしました令和2年度中川村一般会計第8号補正予算、加えまして令和元年度の一般会計歳入歳出決算、5つの特別会計歳入歳出決算並びに水道事業決算等8議案、全てにつきまして本日認定をしていただきました。

また、本日提出をいたしました任期満了を迎えての新教育長、教育委員1名の任命議案につきましても御同意を賜りました。改めてお礼を申し上げます。

決算特別委員会が出されました質問事項など、事業実施に關しての課題につきましては、関係部署において検討し、これからの予算執行、事業実施に生かすとともに、

新年度の予算編成時の参考にいたしてまいりたいと思っております。

議会開会中ではありましたが、14日には村の高齢者の長寿を祝う高齢者祝賀訪問を行っております。簡単に御報告をいたします。

まず、今年88歳を迎える44人の皆様には担当地区の民生児童委員の皆様から、99歳の白寿を迎える3人の高齢者の方と、めでたく区切りとなります100歳を迎える4人の高齢者の皆様には私が直接訪問をし、長寿をお祝いし、100歳の皆様には内閣総理大臣及び長野県知事の祝賀表彰及び金杯を伝達いたしました。このまま皆様お元気で過ごしの暁には、来年は100歳を3人の方が迎えられることになり、100歳以上は7人となります。昨年も申し上げましたが、もはや100歳はまれな存在ではなくなったということを改めて実感しております。

長野県は男女合わせて日本一の長寿県ですが、私たちには、健康寿命を延ばす生活を送るとともに、これを支える様々な施策を巡らせていくことがこれからは重要となってくるというふうに考えておるところであります。

季節は秋から冬へ向かい、インフルエンザの流行期を前に、罹患すると重篤化が心配される高齢者等の予防対策に加えて、赤ちゃんから小中学生、高校生など若い人が感染しても軽く済むようにインフルエンザ予防接種に対する補助をお認めいただきました。

新型コロナウイルス感染の予防は、手洗い、マスクの着用といった日常の心がけに加え、社会的な距離を保ち、人との接触時間をできるだけ短くするなどの基本的な生活は当然続けなければなりません。ワクチンの開発が急がれておりますが、若い人のインフルエンザの感染、重症化を防ぐ予防接種の普及は、2つの感染のうち一方のリスクを下げるのに十分な効果を発揮するものと期待されます。希望者に対してワクチン接種ができるよう診療所のお二人の先生と綿密に相談をし、計画的に進めてまいります。

村の行政機構を改め、7月から新しい体制で業務を始める予定でございましたけれども、新型コロナウイルス対策を最優先の課題として対策を講じたために、この実施を延期してまいりました。10月1日をもちまして新しい機構に変革をし、業務を行ってまいります。新しい機構と担当業務の内容につきましては、既に配布の9月号の広報で村民の皆様には御案内をしておるところですが、職務の引き継ぎは既に職員は済ませておりまして、9月28日からは新しい体制で実質的な仕事を続けてまいります。

秋の刈り入れのさなか、台風12号の進路が気にかかりましたが、幸い上陸することではなく、昨日、千葉県沖の太平洋で温帯低気圧に変わった模様であります。強風による稲の倒伏、果実の落下の報告も今のところなく、それぞれの作物の収穫作業が順調に進んでいるようではありますが、加えて適度な雨と自然な気温の低下があるならば味覚の秋にふさわしい季節を迎えられることを念じつつ、議員各位におかれましては時あるごとく村政に対して御意見、御提言をいただくことをお願いしまして、定例会閉会に当たっての御挨拶とさせていただきます。

○議長

大変お疲れさまでございました。

これで本日の会議を閉じます。

以上で令和2年9月中川村議会定例会を閉会とします。

お疲れさまでございました。

○事務局長

御起立願います。(一同起立) 礼。(一同礼)

[午後4時33分 閉会]

会議の経過を記載してその相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 _____

署名議員 _____

署名議員 _____